

米国におけるエコノミックセキュリティと秘密特許

網仲幸男^{†1}

米国における最近のエコノミックセキュリティを背景とした米国秘密特許制度強化の動きを踏まえ、我が国の技術流出の事例を振り返りつつ、我が国の技術流出問題について考える。

Economic Security in the United States and Secret Patent

YUKIO AMINAKA^{†1}

Based on the movement of the United States secret patent system strengthening based on economic security in the United States, I consider about technology drain problem in Japan as reviewing technology drain in Japan .

1. はじめに

2001年の同時多発テロ以降、米国ではナショナルセキュリティという言葉が多用され始めた。国が自国民を守るために何がどこまで出来るのか。この事を米国はまずナショナルセキュリティに求めた。しかし、この言葉に留まっていなかったのが現在の米国である。本年(2012年)米国特許商標庁(USPTO)は4月20日付官報[a]において、米国の経済保全上重要な特許を一定期間非公開とする、「秘密特許制度」についてのパブリックコメントを募集した。その内容は、米国のエコノミックセキュリティに関わる国家機密上重要な特許に対して秘密指定を行い、一定期間非公開とすることの導入の是非についてであった。

このように、米国では常に具体的な政策が次々と打ち出されている。一方わが国では、最近のポスコ事件を例に出すまでもなく、情報の管理や機密保持に対する意識がまだまだ未熟である。これは戦前戦中の国家や軍部の秘密主義に対しての不信感が残っているからと思われる。しかし、新興国の躍進がめまぐるしい今日国家安全保障上重要な技術は何としても守らなければならない。エコノミックセキュリティを背景に秘密特許制度を再検討し始めた米国の動きから我が国は何を学ぶべきか、今後の参考としたい。

2. 秘密特許制度とは

2.1 我が国の秘密特許制度の歴史

「秘密特許」は、軍事上又は国の安全保障上必要な場合には特許権の使用に制限を加え、特許に関する技術内容を公開しないというものである。わが国において秘密特許制度は、明治32年に導入され、第二次世界大戦が終戦を迎え1948

年に廃止されるまでに約2500件の秘密特許が存在した。その後、日本において秘密特許制度は廃止された。

その経緯をたどってみると、昭和29年5月11日に「原子力利用準備委員会」が内閣に設置され、翌年の1月に米国大使から日本国政府に濃縮ウランの提供が申し入れられた。政府は6月21日受け入れのための日米原子力双務協定の仮調印を行なった。その後11月14日に正式調印され、12月27日条約第19号「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」として発効した。

その後政府は昭和30年4月に通商産業省工業技術院に原子力課を新設した。また7月には経済企画庁に原子力室を設けた。

財界もこれらの動きに対応し、昭和30年11月に財団法人原子力研究所が設置された。さらに、昭和30年5月第22回国会衆議院商工委員会内の「科学技術振興に関する小委員会」は「科学技術庁」の設置を決議した。政府は昭和31年2月国会に科学技術庁設置法案を提出し、3月に衆参両院で可決され、昭和31年3月31日に法律第49号として公布され、同年5月19日に施行された。これにともなって総理府原子力局は、科学技術庁に編入された。

これで、原子力研究、開発のための体制が整い、「原子力基本法及び関連法案」が経済企画庁及び両院原子力合同委員会の検討を経て、昭和30年12月第23回国会に提出され、同年12月19日に「原子力基本法(昭和30年法律第186号)」、「原子力委員会設置法(昭和30年法律第188号)」、「総理府設置法の一部を改正する法律(昭和30年法律第187号)」(総理府内に原子力局、後に科学技術庁原子力局となる)を置くとして公布され、昭和31年1月1日から施行された。この原子力基本法の中には原子炉、核燃料物質、原子力関連の特許などについて政府が監督・規制を加える

^{†1} 東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻

a) Federal Register Vol.77, No.77/Friday, April 20, 2012/ Notices

www.fas.org/sfp/news/2012/04/pto-fr.pdf ,最終閲覧日 2012.8.18

ことができる旨を定めている 1 章 3 条からなる特許関係の規定が含まれている。

「第 7 章 特許発明等に対する措置

(特許法による措置)

第 17 条 政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明につき公益上必要があると認めるときは、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 93 条の規定により措置するものとする。

(譲渡制限)

第 18 条 原子力に関する特許発明、技術等の国外流出に係る契約の締結は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

(奨励金等)

第 19 条 政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。」

その後、昭和 63 年 6 月、「日米科学技術協力協定」と関連して調印される予定の「日米防衛特許協定」に含まれている秘密特許制度の実施細目が明らかにされないこと、及び秘密特許制度そのものに対して、日本科学者会議は第 23 回定期大会で次のような決議文[b]を政府に対して表明した。

『「協力協定」における「安全保障」と「知的所有権の保護」および『特許協定』の実施細目である『秘密特許制度』の内容は、日本の科学技術の健全な発展を目指す私たち科学者・技術者にとって、看過できないいくつかの重大な問題点をもつことが次第にあきらかとなった。本来、学問・研究の自主・民主・公開の原則は、科学技術の平和利用と国際交流にとって不可欠のものであり、「安全保障」という束縛は、これらの原則と根本的に相いれないものである。それに加えて、「安全保障」の枠の中での「知的所有権の保護」は、軍事とは直接関係のない科学技術研究も汎用技術として制約する危険性をもっている。さらに秘密特許制度導入は、公開を原則としてきた日本の特許制度の根幹を変質させるに止まらず、日本の科学技術の研究を軍事研究優先の方向に歪める契機となる。このような問題を含む協定の改定と実施細目の取り決めを、私たちは到底容認することはできない。』

実は、この声明よりも先だって、日本学術会議第 104 回総会において、『日米科学技術協定』の改定および『秘密特許制度』の導入に対して、声明『国際間の科学技術協力と研究の自由』を採択している。その内容は「これまでの日本の科学者・技術者の英知としての研究成果の公開や学問の自由・研究の自由などを基本とした『科学者憲章』と『科

学の国際協力についての日本学術会議の見解』を再確認し、今回の改定と実施に当たって、これらの「精神を最大限に尊重すること」を日米両政府に強く要望するというものであった。

日本学術会議と日本科学者会議が反対した「科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（略称）米国との科学技術研究開発協力協定の内容は次に示すとおりである。

- (1) 日米両国間の科学技術全般についての関係についての政策的枠組み
- (2) 協力のための実際的な取り決め
- (3) 知的所有権の保護に関する規定とその例外規定
- (4) 平和目的に限って研究成果の公開の原則、但し国防上の機密は例外とする。

日本学術会議と日本科学者会議が問題としている知的所有権の保護に関する規定とその例外については第 6 条 1 項「この協定に基づく協力活動から生ずる非所有権の性格の科学的及び技術的情報は、通常の経路を通じ、かつ、参加機関の一般的な手続きに従い、双方の締結国政府により、一般の利用に供することができる。」とある。そして、第 6 条 4 項では「この条又は附属書 IV に規定する情報、発明、発見、著作等の取扱いに関し協力活動の当事者間に生ずる問題は、原則として、当該協力活動の当事者間で解決される。」それに続く第 7 条 1 項では「両締結国政府は、この条、第 6 条又は附属書 IV に別段の定めのある場合を除くほか、この協定に基づく協力活動の過程で創出される情報及び機材の可能な限り広範な普及を支援する。」とあるように、はっきり国防上の機密という言葉は出さないが、しっかりそれらはこの 7 条の適用はされないことをしっかり条文化している。

この協定に関して参議院議員の吉岡吉典は平成元年十二月十五日の第 116 回国会（臨時会）において次の質問主意書[c]を参議院議長土屋義彦に提出している。

「常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定に関する質問主意書」、『日米科学技術協力協定の安全保障条項により、直接軍事とは関係のない基礎的な研究であっても汎用（軍事、非軍事の両用）技術として公開が規制を受けること、「防衛秘密特許協定」に基づく公開の規制などに加えて、宇宙基地での米国との共同研究を通じて、日本人研究者の基礎的な研究分野にまで米国の国防総省による規制が及び、公開の自由が侵される新たな危険が生まれないという保証があるか。』

この質問は日本には秘密特許制度がないが、もしこの制度に日本人研究者が該当するような発明をした場合のこと

b) 『日米科学技術協定』の改定と『秘密特許制度』の導入に反対する決議 <http://www.jsa.gr.jp/03statement/880529kagaku.pdf>、最終閲覧日 2012.8.19

c) 質問主意書 平成元年 12 月 15 日 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/116/syuh/s116011.htm>、最終閲覧日 2012.8.19

についての確な質問している。

その後、秘密特許については公の場で議論はされなくなった。

2007年11月26日付の日本経済新聞によると、経済産業省が、軍事転用可能な技術の流出を防止することを目的として、「秘密特許制度」を導入する方向で検討に入ったとのことが伝えられた。ところが、すでにわが国には秘密特許が存在してもおかしくないと考えられる。

その理由は日本と米国との間に「防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」という協定がある。この協定は、1965年に日本とアメリカ合衆国との間で締結された軍事関連特許の秘密保持に関する条約で、本協定第3条では、「一方の政府が合意される手続に従って、防衛目的のため他方の政府に提供した技術上の知識が、提供国で秘密に保持されている特許出願の対象たる発明をあらわすものであるときは、その特許出願に相当する他方の国でされた特許出願は、類似の取扱を受けるものとする。」と定められている。この条文通り解釈すると、現在、わが国では、秘密特許は存在しないことになっているが、米国において秘密とされた特許の日本での出願は、本協定により秘密特許とすることができるのである。もちろん、現在日本には秘密特許は存在していないことになって入るが、この協定に関する限り「秘密特許」という名称は、わが国の特許制度においては存在していないが、実態としてはその機能は存在していると考えられる。

2.2 諸外国の秘密特許制度

諸外国において、安全保障上重要な機微技術について、特許出願後公開しない秘密特許制度を導入している。(秘密特許を導入している国は欧米諸国、中国、インド等34ヶ国)その趣旨は安全保障上重要な機微技術が他国へ流出することを防ぎつつ、発明者の権利を保護するためである。秘密特許制度下では特許の出願は出来ない。しかし、公開はしないが発明者に国が補償することにより、不利益を解消するものである。

2.3 米国の秘密特許制度

米国における秘密特許は米国特許法第181条に規定されている。

この181条の概略は以下のとおりである。

- (1) 特許出願された技術の公開が、大統領、国防総省、原子力委員会の長によって国家の安全保障にとって安全を害すると判断された場合米国特許商標庁 (USPTO) 長官は、秘密保持命令を発することができる。
- (2) 秘密保持命令が発せられると、出願人は閲覧確認書に署名し、許可なく発明を公開・ライセンス・外国出願してはならない。もし違反した場合、1万ドル以下の

罰金または2年以下の懲役(又はその併科)となる。

- (3) 秘密保持命令は、1年ごとに見直される。出願人は秘密保持命令および政府による当該発明の利用によって生じた損害について、秘密保持命令を判断した機関に対して補償金請求権を持つ。

また、秘密特許制度を担保するために、なされた発明は米国特許商標庁長官の許可がある場合を除き、米国に第一出願しなければならず、また6ヶ月外国出願は禁止されている。

3. 米国のエコノミックセキュリティの概要

エコノミックセキュリティという言葉は米国で定着させたのは Sheila Ronis[d]である。1999年10月 National Defense University で開催されたナショナルセキュリティのシンポジウムで、Sheila は、“Economic Security is National Security” [e]という演題の講演をした。その内容の要点は、冷戦後において経済保全こそが国家の安全を保証する。そしてソビエト崩壊の原因は経済政策の失敗にあるとした。

この講演によれば、二次世界大戦においては軍事兵器が最大の脅威であった。しかし現代のようなポスト冷戦下の世界においては、経済活動が国家安全保障の中心となった。それは、経済活動こそが国家の安全を保障するからである。つまりナショナルセキュリティのためには、エコノミックセキュリティが重要な役割を占めている。

このシンポジウムにより、エコノミックセキュリティとナショナルセキュリティについて、それぞれが協調するべきだと考えられるようになった。

2011年、ある発明家が共和党の Frank Wolf 議員に相談に行った。相談の内容は、秘密にしたい暗号に関するソフトウェアについてであった。その時 Wolf 議員は、秘密特許の強化、発明家の保護等の必要性を強く感じた。[f]

そして、Wolf 議員は米国で生まれた科学技術を保全するために、米国特許商標庁 (USPTO) にパブリックコメントを出すように議会に訴えた。[g]

議会からの要請を受けて、2012年4月20日米国特許商標庁 (USPTO) はパブリックコメントの募集を開始した。その中で、「エコノミックセキュリティを強く意識した上での秘密特許制度強化のために、国は何をなすべきか。」について広く国民にコメントを求めた。

d) Sheila Ronis, Ph.D. Walsh College

e) Sheila Ronis: “Economic Security is National Security”

<http://www.emotionreports.com/downloads/.../ESiNS.pdf>, 最終閲覧日 2012.8.18

f) <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CHRG-111hrg56756/html>

g) Widening Secret Patents Seen As Costing Inventor's Right

<http://www.bloomberg.com/.../widening-secret...> 最終閲覧日 2012.8.20

4. 技術情報流出の例

4.1 旧ユーゴへのロケット技術輸出[h]

1959年11月、東大生産技術研究所と富士精密工業、日産自動車宇宙航空事業部が共同開発したカップパーロケットを当時の開発チームの中心であった糸川英夫東大教授がユーゴへの輸出とユーゴからの技術者の受け入れを契約した。翌60年12月にはロケット本体と打ち上げ設備、燃料製造設備を1億7千万円で輸出することが発表された。その後、ロケットを追尾するレーダーも輸出された。燃料のコンポジットの製造設備は軍需火薬工場で使用されていた。1991年から1995年まで繰り返されたユーゴの紛争ではこの工場を巡っての攻防が繰り返された。そして1965年にはインドネシアにも輸出され、この時はマレーシアがロケットの軍事転用を懸念し、日本に抗議した。実は1965年1月日米首脳会談で米側がカップパーロケットの軍事転用を未然に防ぐ手段はあるかとの懸念を表明した。1967年には佐藤栄作首相は共産圏や紛争当事国に対して、武器輸出の輸出を禁止した次の「武器輸出三原則」を表明した。1967年4月21日、衆議院決算委員会で佐藤栄作首相の答弁において、次のような国・地域には「武器」の輸出を認めないこととした。

- (1) 共産圏の国
- (2) 国連決議で武器等の輸出が禁止されている国
- (3) 国際紛争の当事者又はそのおそれのある国

その後、1976年には三木武夫内閣は佐藤首相の三原則にさらに加えて、三原則対象地域以外の地域にも、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器の輸出を慎む。とさらに厳格にした。ロケットについては、国際的枠組みである「ミサイル技術管理レジーム」が1987年に規定された。しかし、野田政権は昨年暮れ武器輸出三原則を緩和し、国際共同開発・共同生産への参加、また人道目的での装備品供与の解禁を決めた。平和貢献・国際協力に伴う案件は、防衛装備品の海外移転を可能とする。目的外使用、第三国移転がないことが担保されるなど厳格な管理を前提とする（目的外使用、第三国移転を行う場合は、日本への事前同意を義務付ける）。わが国と安全保障面で協力関係があり、その国との共同開発・生産がわが国の安全保障に資する場合に実施する。

4.2 ポスコ事件[i]

h) 朝日新聞朝刊（2012年7月15日）「1960年代日本のロケット技術旧ユーゴで軍事転用」

i) 日本経済新聞朝刊（2012年5月21日）「技術侵害の追求に壁」

今年4月新日鉄は韓国の大手鉄鋼のポスコなどを相手に不正競争防止法に基づく民事訴訟を東京地裁に起こした。「方向性電磁鋼板」の製造技術を不正に取得し、使用していることが、不正競争防止法の営業秘密侵害行為にあたりと主張し、1000億円の損害賠償と同鋼板の製造販売の差し止めを求めた。今回の訴訟はポスコの元研究者が、ポスコの方向性電磁鋼板の技術を中国の宝鋼集団に流したとして起訴された事件によって、新日鉄が自社の技術流出の証拠をつかむことができた。この裁判で元研究者は「流出したのはポスコの技術ではなく、新日鉄のもの」と証言した。そして判決文には新日鉄の元技術者の名前が出ていたのである。この新日鉄の元技術者は退職時に秘密保持契約を結んでいたのである。新日鉄はこの技術者も訴えた。また、新日鉄は国内では不正競争防止法でポスコを訴えたが、米国においては電磁鋼板に関する特許侵害で提訴した。

技術流出に関する裁判では、集めることの出来た証拠によって、どのような訴訟を行うかが異なってくる。

4.3 最近発生した情報漏洩事件[j]

- ・ボガチェンコフ事件 平成12年在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供した。「罪名・処分 自衛隊法違反 懲役10か月、懲戒免職」
- ・シェルコノゴフ事件 平成14年在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求した。「MDA 秘密保護法違反 起訴猶予処分」
- ・国防協会事件 平成15年在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付した。「電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 起訴猶予処分」
- ・イージスシステムに係る情報漏洩事件 平成19年海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3人に渡り、更に他の自衛官に渡った。「MDA 秘密保護法違反 高裁2年6か月 猶予4年上告中 懲戒免職」

j) 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議第一回

資料5 主要な情報漏えい事件の概要
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jouhouhouzen/housei_kaigi/dai1/siryou5.pdf
最終閲覧日 2012.8.18

- ・内閣情報調査室職員による情報漏えい事件 平成 20 年在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供した。「国家公務員法違反収賄 起訴猶予処分 懲戒免職」
- ・中国潜水艦に動向に係る情報漏えい事件 平成 20 年情報本部所属の一等空佐が、職務上知り得た「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達した。「自衛隊法違反 不起訴処分 懲戒免職」
- ・尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件 平成 22 年神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出された。「国家公務員法違反捜査中 停職 12 か月（辞職）」
- ・2012 年 6 月に逮捕者が出た、三菱重工元部長による「ペトリオット PAC-3 情報の中国への漏えい事件」[k]が発生した。

5. 法律による技術流出防止

5.1 不正競争防止法

平成 16 年の裁判所法の一部が改正された[1]ことにより、営業秘密の関わる民事訴訟において、公開停止の要件・秘密保持命令が導入された。これにより、民事訴訟における営業秘密の保護が強化された。

退職者による営業秘密の不正使用や開示行為については、秘密の媒体そのものや複製を持ち出さなければ処罰の対象とはならない。しかし近年退職者による営業秘密漏えいが問題となっており、これまでの秘密保持契約だけでは対応が困難である。

5.2 外為法

外為法では、その規制されている行為が日本国内外を問わない。また、不正競争防止法と違い、流出手段が秘密の媒体そのもの、例えば図面、設計図はもちろん、口頭による技術的知識（無形技術移転）までもが対象となっている。

5.3 国家公務員法

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）
（秘密を守る義務）

k) 三菱重工ペトリオット PAC-3 情報漏えい事件
http://harunakurama.blog.ocn.ne.jp/kitaooji/.../pac3_cdd2.html
最終閲覧日 2012.8.20

l) 裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）

第 100 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

この国家公務員法第 100 条第 1 項にある「職務上知ることのできた秘密」とはいかなるものか？

これだけでは非常に抽象的である。職務上知り得た内容のいかなるものが秘密なのか明らかにしておかなければならない。他の職業では、例えば医療従事者や法律家であれば比較的分かりやすく、次のように秘密漏洩については刑法秘守義務として対処されている。

（秘守義務）

第 134 条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

このように、現在その職業によって、法律では秘守義務の規定がさまざまである。今後、すべての職業人はまずこの刑法 134 条に一本化して規制し、それからそれぞれの職業に応じたさらに細部にわたった秘守義務の規定が必要である。

5.4 秘密保護関連法及び関連条約成立の年表

- 1880 年刑法制定
- 1881 年陸軍刑法、海軍刑法
- 1887 年官吏服務規律
- 1893 年出版法
- 1899 年軍機保護法
- 1900 年治安警察法
- 1907 年刑法（現行刑法）
- 1909 年新聞紙法
- 1925 年治安維持法
- 1937 年軍機保護法改正
- 1938 年国家総動員法
- 1939 年軍用資源秘密保護法
- 1941 年国防保安法
- 1945 年 GHQ（連合国最高司令官総司令部）自由の指令の通達により秘密保護関連法の廃止
- 1947 年国家公務員法
- 1948 年国家公務員法改正
- 1959 年地方公務員法
- 1952 年日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協

定の実施に伴う刑事特別法（最終改正平成 23 年
6 月 24 日）
1954 年日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法
自衛隊法
1956 年防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識
の交流を容易にするための日本国政府とアメリ
カ合衆国政府との間の協定
1958 年防衛秘密の保護に関する訓令
秘密保全に関する訓令
1959 年地方公務員法
1961 年刑法改正準備草案
1988 年日米科学技術協力協定
2004 年日米科学技術協力協定 10 年間延長

8) 長内健 『企業秘密保護法入門』 民事法研究会
9) 山本庸幸 『要説不正競争防止法』 社団法人発明協会
10) 知的所有権法研究会編 『企業秘密・ノウハウ関係判例集』

この年表でわかるように、戦前と戦後では法律名は大きく変更されており、戦後は米国主導で秘密保護関連法の制定が成されている。これらの法律は当然国家機密を保護するためのもので、戦後の日本と米国の協力体制下では当然米国の機密、特に軍事機密の共産圏への流出防止のために数々の秘密保護関連法が制定された。

特に 1956 年に日本とアメリカ合衆国との間で締結された「防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」第三条 a) は軍事関連特許に対する秘密保持に関する条約である。日本において秘密特許制度がないため米国は自国において秘密特許とされている技術が日本を通じて、他国へ流出することを防ぐためにこの協定を締結したのである。

6. まとめ

わが国においては不正競争防止法、外為法等によって技術流出の防止対策を試みてはいるが、依然として技術流出事件は絶えず、防止策は不十分である。我が国も米国のエコノミックセキュリティの概念やそれに基づく秘密特許制度強化を積極的に検討すべきである。

謝辞 本研究に当たり、平塚三好准教授には、お忙しい中とてもお世話になりました。大変感謝しております。この場をお借りして感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 後藤春男 『特許協力条約史』 経済産業調査会
- 2) 岸宣仁 『特許封鎖』 中央公論社
- 3) 朝日奈宗太 『外国特許制度概説』 東洋法規出版
- 4) 特許庁（編）（1984-85）. 『工業所有権制度百年史』 上・下
- 5) 井上一男 『特許管理』 有斐閣
- 6) 馬場練成 『大丈夫か日本の特許戦略』 プレジデント社
- 7) ヘンリー幸田 『米国特許法逐条解説』 社団法人発明協会